

税 確定申告・町県民税申告のお知らせ


町開催の申告会場

予約制

町の申告会場は前年と開催方法が異なり、申告書の作成相談希望の人は「予約制」です（「作成相談」とは、申告書の全てを職員と作成する場合や、ご自身で作成された確定申告の内容の確認、途中まで作成した確定申告の続きを作成するなどです）。

- ▶ 日程 2/16(金)～3/15(金) ※土・日・祝日を除く
- ▶ 場所 役場本庁舎 4階第1会議室
- ▶ 時間 8時30分～11時45分、13時～16時
- ▶ 税務課 ☎内線253

インターネットで予約

▶ 予約期間 2/1(木) 9時～3/14(木) 
<http://www.town.oiso.kanagawa.jp/soshiki/seisaku/zeimu/tanto/chominzei/chokenminzei/osirase/osirase/19741.html>
 ※予約ページにて注意事項の確認をお願いします。
 ※予約ページは2/1(木) 9時に公開しますので、事前に「利用者登録」を行ってください。

●予約から当日までの流れ

- 右の共通確認事項を確認し、インターネット・電話から予約します。
- インターネット予約の人は予約完了メールを確認し、電話予約の人は必ず予約日などをメモしてください（予約確定通知は送付しません）。
- 予約日当日に必要な持ち物をご持参のうえ、予約した時間の終了15分前までにご来場ください。来場順にご案内します。

●注意事項

- ・1件の予約で1人分の作成相談です。
- ・予約確定通知は送付しません。必ず予約日程をメモしてください。
- ・必ず右の「共通確認事項」を確認したうえで、予約してください。
- ・当日券はございません。必ず予約をお願いします。

予約不要の人

（上記の日程・場所・時間で受け付けます）

- 作成相談や町職員による申告書の確認等を希望せず、申告書の提出のみの人
- 前年の収入が無収入（0円）だった人

町県民税申告の早期受付

予約不要

- ▶ 日程 2/5(月)～2/15(木) ※土・日・祝日を除く
- ▶ 場所 役場本庁舎 1階 税務課 4番窓口 (2/8(木)～2/9(金)のみ保健センター2階研修室)
- ▶ 時間 9時30分～正午、13時～15時30分

●公的年金収入400万円以下の人

公的年金収入400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、確定申告の必要はありませんが、年金の源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除、生命保険料控除など）を受ける場合は町県民税申告が必要です。

●申告の必要がない人

- ・所得税の確定申告をする人
 - ・給与収入のみで、勤務先から町へ給与支払報告書の提出がある人
 - ・公的年金収入（遺族年金・障害年金を除く。）のみで、その収入金額が102万円以下（65歳以上の人は152万円以下）の人
- ▶ 税務課 ☎内線253

予約専用ダイヤルで予約

▶ 予約期間 2/1(木)～2/15(木) ※土・日・祝日を除く 9時～16時まで

予約専用ダイヤル ☎(60) 1515

※予約専用ダイヤルの予約期間終了後は、電話での予約は受け付けません。インターネットから予約をお願いします。
 ※この期間中は、この番号以外からの予約はできません。
 ※予約受付期間以外にはつながりません。また、電話が集中してつながりにくい場合があります。
 ※予約期間中の予約変更・取消は専用ダイヤルへ、それ以降は税務課 ☎(61) 4100（内線253・254）をお願いします。

予約内容確認表

	予約日	メモ欄 記入例 2/16	時間帯			定員 (50人/日)
			開始時間	終了時間	予約者 入場時間	
午前の部 (4階第1会議室)	①	/	8:30	9:30	8:30～9:15	8人
	②	/	9:30	10:30	9:30～10:15	8人
	③	/	10:30	11:45	10:30～11:30	9人
午後の部 (4階第1会議室)	④	/	13:00	14:00	13:00～13:45	8人
	⑤	/	14:00	15:00	14:00～14:45	8人
	⑥	/	15:00	16:00	15:00～15:45	9人

予約日を
メモ!

税理士による確定申告無料申告相談会

予約制

- ▶ 日程 2/8(木)～2/9(金)
- ▶ 場所 保健センター 2階研修室
- ▶ 時間 9時30分～正午、13時～15時30分

▶申告できる人

令和5年中の収入が給与と公的年金のみの人、または小規模納税者

▶予約（電子）

1月10日(水) 10時から開始
 予約サイトの操作方法（平日10時～16時）
 ☎050(1808)7285

▶当日券について

（予約に空きがある場合のみ）
 午前の相談は9時から、午後の相談は13時から配付
 ▶ 東京地方税理士会平塚支部 ☎(21) 1055



共通確認事項

☑申告に必要なもの

- ☐本人確認書類（個人番号カードまたは通知カード（記載事項に変更がないもの）と免許証など）※確定申告をする人は表裏の写しが必要
- ☐源泉徴収票（収入のわかるもの） ☐各種控除証明書 ☐その他参考となるもの（障害者手帳等）
- ☐申告者名義の口座番号がわかるもの（確定申告で所得税の還付の場合）
- ☐医療費控除の明細書（医療費控除を申告する人は、「医療費控除の明細書」を事前に作成してください。）

町会場で申告できない確定申告（平塚税務署または電子申告を利用してください。）

- 株式配当等の所得の申告
 - 事業や不動産収入の申告
 - 全ての譲渡所得の申告
 - 分離・損失の申告
 - 退職所得の申告
 - 特定支出控除がある給与収入の申告
 - 令和4年分以前の申告
 - 青色申告
 - 雑損控除の申告
 - 準確定申告（亡くなった人の申告）
 - インセンティブ報酬の申告
 - 初めて受ける住宅借入金等特別控除の申告
 - 2年目以降の住宅借入金等特別控除の申告のうち、増改築、特定改修、認定長期優良住宅、連帯債務による住宅借入金、ローンの借り換えに関わるもの
- ※税理士による確定申告無料相談会では、小規模納税者に限り「②事業や不動産収入の申告」がある場合でも申告可能です。

平塚税務署確定申告書作成会場

▶ 日程 2/16(金)～3/15(金) 8時30分～16時（相談は9時～）
 （土・日・祝日を除く ※2/25(日)は開場します。）

▶ 場所 平塚市庁舎 1階多目的スペース

▶ 会場への入場には「入場整理券」が必要です
 入場整理券は次の方法で入手できます。

●LINEによる事前発行

●会場での当日配付

※入場整理券の配付状況に応じて受付を早く締め切る場合があります。



■国税庁ホームページへアクセス
 （確定申告書等作成コーナー）

■お電話で相談できます
 e-Tax・作成コーナーヘルプデスクをご活用ください。
 ☎0570(01)5901



▶ 平塚税務署 ☎22(1400)

その他のお知らせ

町県民税の税額は、「確定申告書」に記載された所得金額やその他の事項を基に計算します。確定申告書に記入がないと、正しい税額の計算ができない場合がありますので、該当する事項がある場合は必ず記入してください。

○ 配偶者や親族に関する事項 (※～②)										○ 住民税・事業税に関する事項 (③)				○ 所得割に関する事項 (④)				
氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	海外	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割	所得割

【主な記載事項】

- 同一生計配偶者（控除対象配偶者として申告している場合を除く。）がいる場合は、氏名等を記入し、「住民税」欄の「同一」に○をする。16歳未満の扶養親族がいる場合は氏名等を記入し、「住民税」欄の「16」に○をする。
 - 上場株式などの配当所得や譲渡所得を申告し、その所得からすでに町県民税・町県民税が特別徴収されている場合は、「配当割額控除額」は配当所得から、「株式等譲渡所得割額控除額」は譲渡所得から、それぞれ特別徴収された町県民税・町県民税額を記入する。
 - 該当する区分に金額を記入する（ふるさと納税は「都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象）」に金額を記入する。）。
 - ふるさと納税（ワンストップ特例制度）を利用した人が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例を受けることができません。確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含めたいので、記入してください。
- ▶ 税務課 ☎内線253

医療費控除、社会保険料控除に使用する証明書の発送時期について

国民健康保険と後期高齢者医療制度における医療費通知、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料における納付済額のお知らせを発送する時期は、右表のとおりです。

なお、確定申告の際に各種控除の手続きで使用することができます。

- ▶ ①・③・④町民課 ☎内線274
- ⑤福祉課 ☎内線316
- ②神奈川県後期高齢者医療広域連合 ☎045(440)6700

医療費控除	医療費通知	対象		発送予定
		①国保	②後期	
社会保険料控除	納付済額のお知らせ	③国保	令和5年1月～11月診療分	令和6年1月下旬
		④後期	令和5年12月診療分	令和6年2月下旬
		⑤介護	令和5年1月～12月	令和6年3月中旬

おむつ代が医療費控除できます

対象 6か月以上寝たきりの状態で、常時紙おむつの使用が必要と認められた人
 申告に必要な書類

- 医療機関が発行する「おむつ使用証明書」
 なお、前年度に引き続きおむつ代の医療費控除を受けられる人は、要介護認定主治医意見書で尿失禁が確認できる場合、「おむつ使用証明書」に代わり、町福祉課高齢福祉係で交付する「内容確認証明書」で代用することができます。
- 「医療費控除の明細書」

▶ 福祉課 ☎内線315 ②税務課 ☎内線253

寝たきり高齢者等の障害者控除対象者認定書の発行

障害者手帳をお持ちでない要介護認定を受けている65歳以上の人で、寝たきりや認知症により障がい者等に準ずると認められた人に発行します。確定申告の際に提出すると障害者控除を受けることができます。

対象 要介護2以上で要介護認定主治医意見書により、町が知的障害者及び身体障害者に準ずると認められた人（状態確認が必要となりますので、事前にお問合せください）。

▶ 福祉課 ☎内線315

確定申告書の窓口配付

▶ 平塚税務署 1/4(木)～ ▶ 役場本庁舎 1階税務課窓口及び国府支所 1/24(水)～ ※土・日・祝日を除く
 ※申告書の数には、限りがあります。なるべく、電子申告をご利用いただくか、ご自身で印刷して申告してください。